

令和8年度から新たに「子ども・子育て支援納付金」の徴収が始まります。

令和8年4月から国の創設による「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

児童手当の拡充など少子化対策を強化する一方で、この制度の財源である「子ども・子育て支援納付金分」の保険料を被保険者から徴収し、国へ納付することが全ての保険者に義務付けられました。

このため、去る3月14日開催の第161回通常組合会において、下記の通り、子ども・子育て支援納付金分の保険料を創設し、これまでの保険料とあわせてご負担いただくこととなりました。

何卒、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

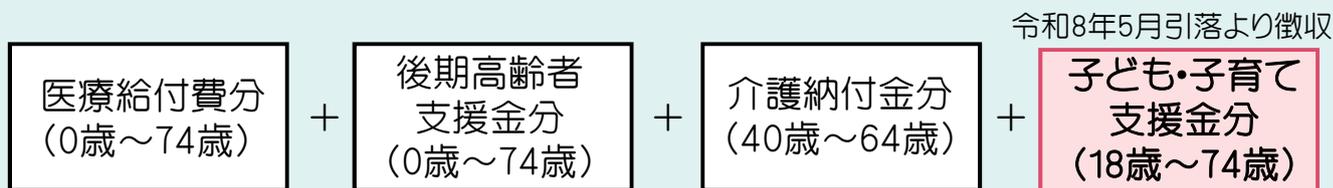
なお、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料は据え置きとしました。

子ども・子育て支援納付金賦課額

- 月 額 600円
- 対象者 18歳以上の被保険者（高校生年代除く）
- 令和8年4月(5月引落)より保険料として徴収

※令和8年4月からの保険料額を記載した「保険料額通知書」および新しい規約は4月に医師(1・3種組合員)宛にレターパックライトにて郵送いたします。

【保険料】

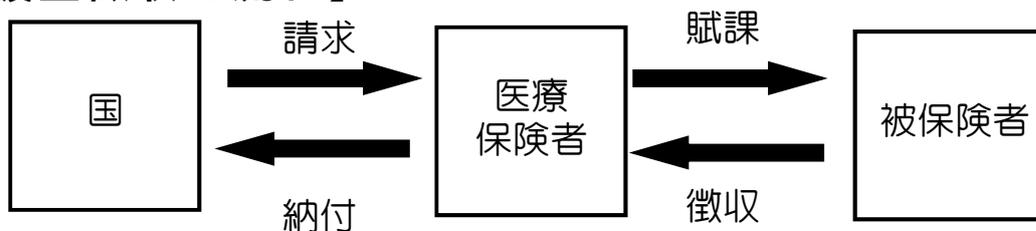


【規約抜粋】

第5章 保険料

4. 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降である組合員又は組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 600円

【支援金徴収の流れ】



子ども・子育て支援金制度の詳細は、こども家庭庁のホームページまたはコールセンターをご利用ください。

電話番号 0120-303-272

受付時間 9時～18時（土日、祝日は除く）※令和8年4月以降は土曜日(9時～18時)も開設予定です。